

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和5年3月8日 05時45分ごろ
発生場所	青森県八戸市大須賀海岸東方沖 鮫角灯台から真方位141°1,170m付近 (概位 北緯40°31.9' 東経141°35.1')
事故の概要	漁船 ^{かのう} 叶丸は、操業中、転覆した。
事故調査の経過	令和5年3月15日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 叶丸、1.59トン
船舶番号、船舶所有者等	AM3-20576（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約2m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、かに籠を揚収する目的で、八戸市白浜漁港を出港した。</p> <p>船長は、設置したかに籠のうち2基が、風浪により設置場所から磯波が発生している海域に流されていたものの、沖合から様子を見て、これまでの経験から、この程度の磯波であれば、磯波が一時的に収まったときを選べば、なんとか揚収が可能であると思い、一時的に磯波が収まるタイミングでかに籠に向けて南西進した。</p> <p>本船は、南西進を続けていたところ、船尾方から波高約2mの磯波が続けて2回船内に打ち込み、船尾側に大傾斜して転覆した。</p> <p>船長は、落水後、本船の船底に這い上がり、携帯電話で知人に海上保安庁への通報を依頼して船底につかまっていたところ、本船が砂浜に乗り揚げたので、自力で上陸した。</p> <p>船長は、陸岸からの距離約300m、水深約9mの海域にかに籠を設置していたが、2基のかに籠は水深約2.5mの海域まで流されていた。</p> <p>船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>「波浪学のABC」（磯崎一郎著、平成18年株式会社成山堂書店発行）には、磯波について次の記載がある。</p> <p>沖合では砕波していない波でも、海岸の浅海域に進んでくる場合には、水深と海底勾配に關係して生ずる浅水変形、屈折、反射などの効果によって波高が増大し、波長も短くなり、結局波形勾配が急峻に</p>

	<p>なって砕波します。これが、いわゆる磯波です。</p>
分析	<p>本船は、南西進中、船長が、磯波が発生する海域にかに籠が流されていたものの、磯波が一時的に収まったときを選べば、揚収が可能であると思ひ、同海域に向けて航行を続けたことから、船尾方から磯波の打ち込みを2回受け、船尾側に大傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が南西進中、船長が、磯波が発生する海域にかに籠が流されていたものの、磯波が一時的に収まったときを選べば、揚収が可能であると思ひ、同海域に向けて航行を続けたため、船尾方から磯波の打ち込みを2回受け、船尾側に大傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の船長は、磯波が発生しやすい海域付近で操業する場合、予期せぬ高波が立つ場合があることから、気象の変化、波の状況をよく観察し、自船の耐航性等から、危険を感じたら早めに同海域から離れること。 ・ 小型漁船の船長は、たとえ漁具等が流された場合であっても、磯波が発生している海域には決して近づかず、十分に気象及び海象が回復するのを待ってから回収作業等を行うこと。